

## 「ベトナムへの進出形態の概要 その2」

石川 幸

## &lt;1. はじめに&gt;

2019年12月号に続き、外国企業によるベトナムへの進出形態の主なものについて、要点の解説をします。

## &lt;2. 主な進出形態&gt;

主な進出形態としては以下がありますが、第2回となる本稿では(4)、(5)、(6)についてそれぞれ解説をします。

- (1) 外国投資家による100%出資
- (2) ベトナム投資家と外国投資家による合弁会社設立
- (3) BCC 契約による投資
- (4) BOT 契約、BTO 契約又は BT 契約による投資
- (5) 外国投資家による支店設立
- (6) 駐在員事務所設立
- (7) 既存の会社を買収する M&A の方法

## (4) BOT 契約、BTO 契約又は BT 契約による投資

運輸、電気、水供給、廃棄物処理などのインフラ建設事業を行う際に政府機関との間で締結される契約をいい、所有権移転の時期や対価の支払方法等が異なります。概要は以下のとおりです。

## ●BOT 契約

Build-Operate-Transfer（建設-運営-譲渡）契約。外国投資家が、一定の期間内にインフラ施設の建設、運営を行い、当該期間の終了後、ベトナム政府に対し、当該インフラ施設を無償で移転する契約です。投資家は特定の期間、建設及び管理について全ての責任を負います。特定の期間の完了後、プロジェクトは何らの対価なく国に移転する形式となります。

## ●BTO 契約

Build-Transfer-Operate（建設-譲渡-運営）契約。外国投資家が、インフラ施設が完成した時点で、ベトナム政府に対し当該インフラ施設を移転する契約です。政府は、外国投資家に対して投資資本の回収と合理的な利益の獲得を可能とするため、当該インフラ施設について一定期間運営する権利を与えることになります。

BTO 契約の場合、建設終了後は即座に所有権が国に移転する点で BOT 契約とは異なるといえます。しかし、投資家が投資を回収できるよう、両者が契約上同意した期間内において業務活動が可能となる点が特徴的といえます。

## ●BT 契約

Build-Transfer（建設-譲渡）契約。外国投資家が、インフラ施設が完成した時点で、ベトナム政府に対し当該インフラ施設を移転する契約をいいます。プロジェクトは建設終了後に国に移転し、ベトナム政府は外国投資家に対し、契約に基づき別のプロジェクトに参加する権利を与えるか、またはプロジェクトに対する対価を支払うこととなります。

## (5) 外国投資家による支店設立

ここでいう「支店」とは、外国投資家によるベトナム国内における直接の支店を指し、いわゆるベトナム現地法人のベトナム国内における一般的な支店とは異なります。

支店は、直接利益を生み出す活動を行うことができます。この点は、後述(6)の駐在員事務所と異なる点です。もっとも、この形態による進出は一般的ではなく、一定の業種に限り認められます。具体的には、銀行業、保険業、航空会社、法律事務所など、ベトナム政府にとって利益になると認められる一定の業種に限り、例外的に設立が認められています。

## (6) 駐在員事務所設立

外国企業は駐在員事務所を開設することができます。駐在員事務所は独立した法人格を有しません。また、直接利益を生み出す活動を行うことも認められず、市場調査、本社のビジネス促進及び連絡事務所としての活動に限り認められます(政令 07/2016/ND-CP30 条)。

従前の政令では、「ベトナムのパートナー又はベトナム市場に関連して締結された外国企業の契約履行の実施監督業務」について明文規定で駐在員事務所の活動として認めていましたが、政令 07 では積極的に削除されており、従来よりも取扱いが厳格化・強化されている点が特徴的といえます。駐在員事務所の設立を検討する際には、特にこの点を考慮した検討が必要といえます。

なお、駐在員事務所の活動期間は 5 年間ですが(政令 07 第 9 条 1 項)、延長手続きも存在します。

## &lt;3. おわりに&gt;

次稿第 3 回（最終回）は、(7)既存の会社を買収する M&A の方法について解説をする予定です。

どうぞお楽しみに。